

認定農林水産物・食品輸出促進団体の認定規程

令和 4 年 9 月 27 日
(最終改正：令和5年3月27日)
財務大臣・農林水産大臣決定

第1 趣旨

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「法」という。）及び農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号。以下「主務省令」という。）の規定に基づき、認定農林水産物・食品輸出促進団体の認定の申請に必要な手続等を定める。

第2 認定農林水産物・食品輸出促進団体の認定の手続等

1 申請者の要件

認定農林水産物・食品輸出促進団体の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 次の①から③までに掲げる輸出促進業務を行う者であること。（法第43条第1項関係）
 - ① 輸出促進業務の対象とする農林水産物又は食品の種類（以下「申請品目」という。）の輸出を促進するために必要な、輸出先国の市場、輸入条件等の調査又は研究に関する業務（法第43条第2項第1号関係）
 - ② 見本市や商談会への参加、申請品目の広報宣伝等、輸出先国における申請品目の需要の開拓に関する業務（法第43条第2項第2号関係）
 - ③ 申請品目の輸出に取り組む者に対する必要な情報提供及び助言に関する業務（法第43条第2項第3号関係）
- (2) 法人であること。（法第44条第1号関係）
- (3) その法人又はその業務を行う役員が、法の規定により罰金以上の刑を受け、その刑の執行が終了し、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から1年を経過しないものでないこと。（法第44条第2号関係）
- (4) 認定農林水産物・食品輸出促進団体の認定を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない法人でないこと。（法第44条第3号関係）
- (5) 認定農林水産物・食品輸出促進団体の認定の取消しの日前30日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から1年を経過しないものが、その業務を行う役員となっている法人でないこと。（法第44条第4号関係）

2 認定手続

(1) 申請者は、認定申請書（様式1）を主務大臣に提出して申請を行う。

(2) 認定申請書には、次に掲げる書類を添付する。

- ① 輸出促進業務に関する業務規程（以下「業務規程」という。）
- ② 定款
- ③ 登記事項証明書
- ④ 申請品目の輸出の拡大に向けた中期的な計画（以下「中期計画」という。）
- ⑤ ②に当該団体への加入要件及び会費に関する事項が記載されていない場合は、これらが分かる書類
- ⑥ 会員名簿（当該書類がない場合にあっては、当該団体の会員の詳細が分かる書類）
- ⑦ 経理規程並びに申請者の直近の貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、当該団体の経理に関する基本的な方針等が分かる書類）

(3) 農林水産省輸出・国際局長（以下「輸出・国際局長」という。）は、その申請に係る輸出促進業務の対象となる農林水産省品目所管局庁（以下「品目所管局庁」という。）とともに認定申請書を確認し、認定申請書に不備又は不足等が確認された時は、申請者に対し認定申請書の修正の対応を求める。

国税庁長官は、認定申請書を確認し、認定申請書に不備又は不足等が確認された時は、申請者に対し認定申請書の修正の対応を求める。

(4) 輸出・国際局長及び品目所管局庁は、申請内容が1に定める申請者の要件及び3に定める認定基準を満たしているか等を審査する。当該審査に当たっては、必要に応じて申請者にヒアリング等を行う。

国税庁長官は、申請内容が1に定める申請者の要件及び3に定める認定基準を満たしているか等を審査する。当該審査に当たっては、必要に応じて申請者にヒアリング等を行う。

(5) 輸出・国際局長又は国税庁長官は、認定申請書等について補正が必要であると判断した場合には、申請者に対して様式2別記様式1により通知し、認定申請書等を補正させる。

申請者は、補正書（様式2別記様式2）を主務大臣に提出する。認定申請書等の内容に実質的な変更を要しない軽微な不備については、申請者に確認の上、農林水産省輸出・国際局（以下「輸出・国際局」という。）又は国税庁の担当職員が、赤字見え消しで補正することができる。

3 認定基準

認定農林水産物・食品輸出促進団体の認定は、次に掲げる基準を満たしているか確認してすることとする。

- (1) 申請品目が、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定。以下「輸出拡大実行戦略」という。）において選定されている輸出重点品目であること。なお、品目の特徴や活動の効率性等の合理的な理由があれば、1団体が複数品目について申請することも可能とする。（法第43条第6項第1号、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）第5の2（1）関係）
- (2) 申請品目が、既に認定を受けた他の認定農林水産物・食品輸出促進団体が行う輸出促進業務の対象とする農林水産物又は食品の種類ではないこと。（法第43条第6項第1号、基本方針第5の2（2）関係）
- (3) 業界の輸出関係者全体を代表してオールジャパンとしての取組を実施できる体制を有していること（構成員の輸出額又は輸出量が、申請品目の輸出額又は輸出量の相当程度を占めている等）。（法第43条第6項第1号、基本方針第5の2（3）関係）
- (4) 輸出促進業務の実施に当たり、農林水産物又は食品の生産から販売に至る一連の行程における事業者（農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者に限る。）が構成員に含まれている、又は、一連の行程のうち一部の行程における事業者が構成員に含まれていない場合には、当該行程における事業者の意見を聴く体制としていること。（法第43条第6項第1号、基本方針第5の2（4）関係）
- (5) 農林水産物・食品輸出促進団体が有する中期計画が、申請品目に関する輸出拡大実行戦略の内容を踏まえたものであること。（法第43条第6項第1号、基本方針第5の2（5）関係）
- (6) 輸出促進業務を実施するために必要な自己財源の確保に向けた方針を有していること。（法第43条第6項第1号、基本方針第5の2（6）関係）
- (7) 事業年度ごとに輸出促進業務の取組内容を主務大臣に報告する意思があること。（法第43条第6項第1号、基本方針第5の2（7）関係）
- (8) 業務規程の内容が、次に掲げる基準を満たしていること。
 - ① 輸出促進業務の内容が、申請品目の輸出の拡大に資するものであること。（法第43条第6項第3号イ関係）
 - ② 輸出促進業務の実施体制が、申請品目の生産から販売に至る一連の行程における事業者を構成員に含むこと等、生産から販売に至る幅広い関係者との緊密な連携が確保された体制となっていること。（法第43条第6項第3号ロ関係）
 - ③ 輸出促進業務の対象が、特定の地域で生産、製造、加工された農林水産物又

は食品に限定されていないこと。（法第43条第6項第3号ハ関係）

（9）輸出促進業務を適正かつ確実に実施できる知識、能力、経理的基礎を有していること。（法第43条第6項第4号関係）

（10）当該団体への加入に当たり、合理的な理由なく加入を拒否する等、不当な差別的取扱いをする加入要件を設けていないこと。（法第43条第6項第5号、主務省令第49条第1号関係）

4 認定及び認定の拒否

（1）主務大臣は、審査の結果、申請内容が1に定める申請者の要件及び3に定める認定基準を満たしていると判断したときは、認定した旨を様式3別記様式1により通知する。

（2）主務大臣は、（1）の通知を受けた認定農林水産物・食品輸出促進団体に対して、輸出関係者への周知及び業界一体となった輸出促進活動の一層の推進を目的として、農林水産物等輸出促進全国協議会等において認定証（様式3別記様式2）を交付することができる。

（3）主務大臣は、認定農林水産物・食品輸出促進団体の次に掲げるものを、農林水産省又は国税庁のホームページ上で公表する。

① 認定年月日

② 当該団体の名称及び住所並びに代表者の氏名

③ 当該団体が行う輸出促進業務の対象となる農林水産物又は食品の種類

④ 当該団体の問合せ先

⑤ 第7の実施状況報告書のうち公表用資料

（4）主務大臣は、審査の結果、申請内容が1に定める申請者の要件及び3に定める認定基準を満たしていないと判断したときは、認定を拒否する旨を様式4により通知する。

（5）主務大臣は、第2の2（5）の補正指示に対し、指定した提出期限までに申請者から補正書が提出されなかったときは、認定を拒否する旨を様式4により通知する。ただし、輸出・国際局長又は国税庁長官は、申請者がやむを得ない事情により指定した提出期限までに補正書を提出することが困難であると認められる場合には、提出期限を改めた上で、様式2別記様式1により再度通知する。

5 認定の申請の取下げ

申請者は、申請を取り下げるときは、様式5により主務大臣に届け出る。

第3 認定農林水産物・食品輸出促進団体の変更の認定

- (1) 認定農林水産物・食品輸出促進団体は、認定申請書（（3）に掲げる軽微な変更を除く。）及び業務規程（（4）に掲げる軽微な変更を除く。）を変更する必要がある場合には、様式6別記様式1を主務大臣に提出し、主務大臣による変更の認定を受けるものとする。変更の認定に当たっては、輸出・国際局長又は国税庁長官は、第2の2（3）から（5）までに準じて審査し、主務大臣は、様式6別記様式2により通知する。
- (2) 認定農林水産物・食品輸出促進団体は、認定申請書（（3）に掲げる軽微な変更に限る。）及び業務規程（（4）に掲げる軽微な変更に限る。）を変更する必要がある場合には、遅滞なく、様式6別記様式1を主務大臣に提出する。
- (3) 認定申請書の軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
- ① 農林水産物・食品輸出促進団体の名称、住所、代表者の氏名に関する事項の変更（法第45条第2項、主務省令第51条第1号関係）
 - ② 輸出促進業務の運営体制に関する事項の変更（法第45条第2項、主務省令第51条第2号関係）
 - ③ 輸出促進業務の運営に必要な資金の確保に関する事項の変更（法第45条第2項、主務省令第51条第3号関係）
 - ④ 農林水産物・食品輸出促進団体の構成員に関する事項の変更（法第45条第2項、主務省令第51条第4号関係）
- (4) 業務規程の軽微な変更は、次に掲げる変更以外のものとする。
- ① 農林水産物又は食品の生産から販売に至る事業者との緊密な連携の確保の方法に関する事項の変更（法第45条第2項、主務省令第51条第5号イ関係）
 - ② 輸出促進業務の対象とする生産地等（農林水産物又は食品が生産され、製造され、又は加工される地域をいう。）の変更（法第45条第2項、主務省令第51条第5号ロ関係）
- (5) 変更の認定又は変更の届出を行う場合に、当該変更が第2の2（2）に掲げる書類の変更も伴うときは、様式6別記様式1の提出と併せて、変更後の第2の2（2）に掲げる書類も添付する。

第4 認定農林水産物・食品輸出促進団体の輸出促進業務の廃止の届出

輸出促進業務の廃止をしようとする認定農林水産物・食品輸出促進団体は、当該業務の廃止の日の30日前までに、様式7を主務大臣に提出する。

第5 認定農林水産物・食品輸出促進団体への改善命令

主務大臣は、認定農林水産物・食品輸出促進団体が第2の1に定める申請者の要件及び第2の3に定める認定基準を満たさない等、当該団体の輸出促進業務の運営

に関し改善の必要があると認めるときは、当該団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第6 認定農林水産物・食品輸出促進団体の認定の取消し

主務大臣は、認定農林水産物・食品輸出促進団体が、次のいずれかに該当するときは、様式8により、認定の取消しを行うことができる。

- (1) 第2の3に定める認定基準を満たさなくなったとき。
- (2) 第2の1に定める申請者の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 不正の手段により認定農林水産物・食品輸出促進団体の認定（変更の認定を含む。）を受けたことが判明したとき。
- (4) 法第57条第2項による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 法又は改善命令等の処分に違反したとき。

第7 実施状況の報告

認定農林水産物・食品輸出促進団体は、当該団体の事業年度終了後に、輸出促進業務の実施状況について、実施状況報告書（様式9）を主務大臣に提出する。

第8 主務大臣

主務大臣は、酒類にあつては財務大臣、酒類以外のものにあつては農林水産大臣とする。ただし、認定農林水産物・食品輸出促進団体の認定に関する手続に係る部分における主務大臣は、財務大臣及び農林水産大臣とする。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年3月27日から施行する。
- 2 この規程による改正前の規程により実施した認定については、なお従前の例による。

様式 1

財 務 大 臣
農林水産大臣

殿

年 月 日

認定農林水産物・食品輸出促進団体の認定の申請

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）（以下「法」という。）第43条第4項の規定に基づき、次のとおり認定の申請をします。

1 申請者

（1）名称（フリガナ）：

（注1）英語名がある場合は併せて記載すること。

（2）住所：（〒 ）

（3）代表者の氏名（フリガナ）：

（4）代表者の役職（フリガナ）：

（5）ウェブサイトのアドレス：

（注2）ウェブサイトがある場合にのみ記載。

2 輸出促進業務の対象とする農林水産物又は食品の種類（申請品目）

種類名：

（注3）複数の種類を対象とする場合は、対象の種類をすべて記載すること。

またその場合、複数の種類を対象とすることが合理的であると考えられる理由を記載すること。

（理由： ）

以下の項目を確認し、該当する場合には「□」欄に、チェックを付すこと。

☐ 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月15日農林水産物・地域の活力創造本部決定）に定める輸出重点品目に含まれていること。

☐ 既に認定を受けた他の認定農林水産物・食品輸出促進団体が行う輸出促進業務の対象とする農林水産物又は食品の種類ではないこと。

（品目の一部について重複がある場合は当該品目の種類を記載： ）

3 運営体制

輸出促進業務の運営体制：

（注4）別紙により提出することも可。業務規程等、添付書類に記載されている場合は、該当書類名及び該当箇所を記載することにより、本項目の記載

は省略することができる（以下同じ）。

4 運営資金の確保

輸出促進業務の運営に必要な資金の確保体制：

（注5）輸出促進業務に必要な資金（人件費、事業費等に使用する資金）をどのように確保しているか記載すること。会費等の自己財源についてはその確保に向けた今後の方針等も記載すること。

5 構成員等

（注6）原則、会員等（会員団体の会員（いわゆる孫会員）を記載しても良い。）を記載する。なお、会員等のみの記載では、法第43条第6項第3号ロの「農林水産物又は食品の生産から販売に至る一連の行程における事業者との緊密な連携が確保」されていることが確認できない場合は、生産から販売に至る関係事業者の連携と意見聴取体制について確認できる該当箇所（業務規程等）を記載する。

6 連絡先（文書送付先）

住所又は居所：（〒 ）

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

電子メールアドレス：

別紙 1 添付書類の確認

申請書に添付した書類の「□」欄に、チェックを付すこと。

- ☐ 1 輸出促進業務に関する業務規程（業務規程）
- ☐ 2 定款
- ☐ 3 登記事項証明書
- ☐ 4 申請する品目の輸出の拡大に向けた中期的な計画（中期計画）
- ☐ 5 2に加入要件及び会費に関する事項が記載されていない場合は、これらが分かる書類
- ☐ 6 会員名簿（当該書類がない場合にあっては、当該団体の会員の詳細が分かる書類）
- ☐ 7 経理規程並びに申請者の直近の貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、当該団体の経理に関する基本的な方針等が分かる書類）

別紙2 申請者の要件の確認

第2の1「申請者の要件」を確認し、該当する場合には「□」欄に、チェックを付すこと。

□1 次の①から③までに掲げる輸出促進業務を行うことが業務規程により確認できること。

□① 申請品目の輸出を促進するために必要な、輸出先国の市場、輸入条件等の調査又は研究に関する業務
(業務規程の記載箇所)：

□② 見本市や商談会への参加、申請品目の広報宣伝等、輸出先国における申請品目の需要の開拓に関する業務
(業務規程の記載箇所)：

□③ 申請品目の輸出に取り組む者に対する必要な情報提供及び助言に関する業務
(業務規程の記載箇所)：

□2 法人であること。

□3 その法人又はその業務を行う役員が、法の規定により罰金以上の刑を受け、その刑の執行が終了し、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から1年を経過しないものでないこと。

□4 認定農林水産物・食品輸出促進団体の認定を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない法人でないこと。

□5 認定農林水産物・食品輸出促進団体の認定の取消しの日前30日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から1年を経過しないものが、その業務を行う役員となっている法人でないこと。

別紙3 認定基準の確認

第2の3「認定基準」を確認し、該当する場合には「□」欄に、チェックを付すこと。

- ☐ 1 業界全体を代表してオールジャパンとしての取組を実施できる体制を有していること（構成員の輸出額又は輸出量が、申請品目の輸出額又は輸出量の相当程度を占めている等）。

（理由）：

（根拠書類）（注1）：

（注1）根拠書類が別紙等である場合、書類名及び根拠となる具体的な項目、文書等を記載。根拠書類がない場合は空欄で良い。以下同じ。

- ☐ 2 中期計画が、申請品目に関する農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略の内容を踏まえた内容であること。

- ☐ 3 輸出促進業務を行うために必要な自己財源の確保に向けた方針を持っていること。

（理由）：

（根拠書類）：

- ☐ 4 事業年度ごとに輸出促進業務の取組内容を主務大臣に報告する意思があること。

- ☐ 5 業務規程に規定する輸出促進業務の対象が、特定の地域で生産、製造、加工された農林水産物又は食品に限定されていないこと。

（理由）：

（根拠書類）：

- ☐ 6 輸出促進業務を適正かつ確実に実施できる知識、能力、経理的基礎を有していること。

（理由）：

（根拠書類）：

- ☐ 7 当該団体への加入に当たり、合理的な理由なく加入を拒否する等、不当な差別的取り扱いをする加入要件を設けていないこと。

（理由）：

（根拠書類）：

[その他留意事項]

以下の留意事項を確認した場合には「□」欄に、チェックを付すこと。

- 農林水産物・食品輸出本部が、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画を作成・変更するときの意見聴取への対応、独立行政法人日本貿易振興機構・輸出支援プラットフォーム等との連携等、政府の輸出促進施策に協力する意思と協力可能な体制があること。

様式2別記様式1

番 号
年 月 日

申請者 殿

輸出・国際局長
国 税 庁 長 官

認定の申請の補正について

下記の認定の申請について審査を行った結果、補正が必要であると認められましたので、下記の指示に従って、期限までに補正することを指示します。

記

- 1 申請者名
- 2 申請品目
- 3 申請年月日
- 4 補正を必要とする事項
- 5 提出期限 年 月 日 (※1)

(※1) 提出期限は、原則、通知施行日から30日後の日を記載する。

様式 2 別記様式 2

（ 財 務 大 臣 ）
（ 農 林 水 産 大 臣 ） 殿

年 月 日

認定農林水産物・食品輸出促進団体の認定の申請の補正

〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による指示に基づき、次のとおり申請の補正をします。

1 申請者

- (1) 名称（フリガナ）：
- (2) 住所：（〒 ）
- (3) 代表者の氏名（フリガナ）：
- (4) 代表者の役職（フリガナ）：

2 補正事項（注）

（補正事項）

（補正の内容）

（注）

- 1 「補正事項」欄に、補正する項目を、「補正の内容」欄に補正後の申請書の記載事項を記載する。なお、補正事項が 2 以上ある場合にあっては、事項ごとに（ ）で枝番号を付した上で記載する。
- 2 書類の不添付又はその記載に係る補正に当たっては、「補正事項」欄に補正に係る書類名を記載し、補正後の書類を添付する。

3 連絡先

住所：（〒 ）

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

電子メールアドレス：

4 補正後の申請書

2 の補正事項を反映させた申請書を添付すること。

様式3別記様式1

番 号
年 月 日

申請者 殿

（ 財 務 大 臣 ）
（ 農 林 水 産 大 臣 ）

認定農林水産物・食品輸出促進団体の認定について

貴殿の認定の申請について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第43条第6項の規定に基づき、下記のとおり、認定農林水産物・食品輸出促進団体として認定をしましたので通知いたします。

記

- 1 認定農林水産物・食品輸出促進団体の名称
- 2 認定農林水産物・食品輸出促進団体が行う輸出促進業務の対象となる農林水産物又は食品の種類
- 3 認定番号

様式 3 別記様式 2

認定農林水産物・食品輸出促進団体認定証

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 輸出促進業務の対象となる農林水産物又は食品の種類
- 4 認定農林水産物・食品輸出促進団体

名称

代表者の氏名

住所

この団体は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第43条第6項の規定により認定農林水産物・食品輸出促進団体に認定されたことを証明する。

年 月 日

財 務 大 臣

氏名

農林水産大臣

様式 4

番 号
年 月 日

申請者 殿

（ 財 務 大 臣 ）
農林水産大臣

認定の拒否について

下記の認定の申請については、審査の結果、下記により認定を拒否します。

記

- 1 認定の申請の年月日
- 2 申請者
- 3 申請品目
- 4 拒否理由
 - (1) 該当する条項
 - (2) 拒否理由の説明

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、主務大臣に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができません。

また、処分があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起できます。なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式 5

（ 財 務 大 臣
農林水産大臣 ） 殿

年 月 日

申請者 住所
名称
代表者の氏名

取 下 書

下記の認定農林水産物・食品輸出促進団体の認定の申請について、取り下げ
ます。

記

- 1 申請者名
- 2 申請年月日
- 3 申請品目
- 4 申請を取り下げる理由

様式6別記様式1

（財 務 大 臣）
農林水産大臣 殿

年 月 日

認定農林水産物・食品輸出促進団体の変更の認定の申請（※）

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第45条（第1項/第2項）の規定に基づき、下記のとおり変更（の認定を申請します/を届け出ます）。

1 変更申請/届出者

（1）名称（フリガナ）：

（注1）英語名がある場合は併せて記載すること

（2）住所：（〒 ）

（3）代表者の氏名（フリガナ）：

（4）代表者の役職（フリガナ）：

2 認定番号

（注1）認定農林水産物・食品輸出促進団体認定証における認定番号を記載すること。

3 変更事項

（注1）別紙様式に記載すること。添付書類の変更の場合は、変更する添付書類名を以下に記載すること。

4 連絡先（文書送付先）

住所：（〒 ）

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

電子メールアドレス：

5 補正後の申請書

変更事項を反映させた申請書を添付すること。

（※）軽微な修正の場合は「認定の申請」を「届出」とする。

別紙様式

3 変更事項 新旧対照表

変更後（注１）	変更前（注２）
1 申請者 （１）名称（フリガナ）： （２）住所：（〒 ） （３）代表者の氏名（フリガナ）： （４）代表者の役職（フリガナ）： （５）ウェブサイトのアドレス： 2 輸出促進業務の対象とする農林水産物又は食品の種類 種類名： 3 運営体制 輸出促進業務の運営体制： 4 運営資金の確保 輸出促進業務の運営に必要な資金の確保体制： 5 構成員等	1 申請者 （１）名称（フリガナ）： （２）住所：（〒 ） （３）代表者の氏名（フリガナ）： （４）代表者の役職（フリガナ）： （５）ウェブサイトのアドレス： 2 輸出促進業務の対象とする農林水産物又は食品の種類 種類名： 3 運営体制 輸出促進業務の運営体制： 4 運営資金の確保 輸出促進業務の運営に必要な資金の確保体制： 5 構成員等

6 連絡先（文書送付先） 住所又は居所：（〒 ） 宛名： 担当者の氏名及び役職： 電話番号： 電子メールアドレス：	6 連絡先（文書送付先） 住所又は居所：（〒 ） 宛名： 担当者の氏名及び役職： 電話番号： 電子メールアドレス：
--	--

注1：変更を求める事項のみ記載する。

2：「変更前」は認定時に提出した申請書に記載されている事項を記載する。

3：変更前及び変更後の変更部分に、それぞれ下線を付す。

番 号
年 月 日

申請者 殿

（ 財 務 大 臣 ）
（ 農 林 水 産 大 臣 ）

認定農林水産物・食品輸出促進団体の変更の認定について

貴殿の変更の認定の申請について、下記のとおり認定しましたので通知いたします。

記

- 1 変更の認定を受けた認定農林水産物・食品輸出促進団体の名称
- 2 認定された変更の内容

様式 7

（ 財 務 大 臣 ）
（ 農 林 水 産 大 臣 ） 殿

年 月 日

認定農林水産物・食品輸出促進団体の輸出促進業務の廃止の届出

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第46条の規定に基づき、下記のとおり、認定に係る輸出促進業務の廃止を届け出ます。

1 届出者

（1）名称（フリガナ）：

（注1）英語名がある場合は併せて記載すること。

（2）住所：（〒 ）

（3）代表者の氏名（フリガナ）：

（4）代表者の役職（フリガナ）：

2 認定番号

（注1）認定農林水産物・食品輸出促進団体認定証における認定番号を記載すること。

3 廃止しようとする輸出促進業務の範囲

4 廃止の理由

5 連絡先（文書送付先）

住所：（〒 ）

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

電子メールアドレス：

認定農林水産物・食品輸出促進団体 殿

（ 財 務 大 臣
農林水産大臣 ）

認定の取消しについて

○年○月○日付け○○第○○号により認定した下記の認定は、認定農林水産物・食品輸出促進団体の認定規程（令和4年○月○日財務大臣・農林水産大臣決定）第6に該当するため、取り消します。

記

- 1 認定番号及び年月日
- 2 認定農林水産物・食品輸出促進団体が行う輸出促進業務の対象となる農林水産物又は食品の種類
- 3 認定農林水産物・食品輸出促進団体の名称
- 4 取消し理由

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができません。

また、処分があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起できます。なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式 9

（ 財 務 大 臣 ）
（ 農 林 水 産 大 臣 ） 殿

年 月 日

住所
名称
代表者の氏名

輸出促進業務の実施状況報告書

認定農林水産物・食品輸出促進団体の認定規程（令和 4 年〇月〇日財務大臣・農林水産大臣決定）第 7 に基づき、 年度の事業実施状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 認定番号及び年月日
- 2 認定農林水産物・食品輸出促進団体の名称
- 3 輸出促進業務実施状況

（注）別紙とすることができる。実施した事業内容と、収支状況（収支決算書等の提出でよい）について記載すること。